

離婚後の手続き

離婚後の手続きは、ご家庭の状況によって異なりますので、この他に手続きが必要な場合もあります。手続きに必要な書類など詳しくは、各担当へお問合せください。

主な手続き	対象など	担当
転居届・転出届・世帯分離届	住所や世帯を変更される場合は、離婚届とは別に届出が必要です。	各区民事務所 練馬区民事務所 ☎ 3993-1111(代) 早宮区民事務所 ☎ 3994-6705 光が丘区民事務所 ☎ 5997-7711 石神井区民事務所 ☎ 3995-1103 大泉区民事務所 ☎ 3922-1171 関区民事務所 ☎ 3928-3046
印鑑登録証	離婚して姓が変わると、旧姓の印影で登録した印鑑登録証は自動的に無効になります。登録証を返還の上、必要な方は新規に登録してください。	
マイナンバーカード 住民基本台帳カード	離婚して姓が変わると、変更手続きが必要です。	
在留カード	在留資格によって、出入国在留管理局での手続きが必要です。	外国人在留総合インフォメーションセンター ☎ 0570-013904 IP 電話・海外からのお問合せ ☎ 03-5796-7112
外国人の本国への離婚の報告	一方または双方が外国人の場合、本国に報告してください。	本国の大使館・領事館
国民年金の種別変更 (3号⇒1号)	厚生年金・共済組合加入者である元配偶者の社会保険上の扶養者となっていた場合は、手続きをしてください。	・国保年金課 国民年金係 ☎ 5984-4561 ・区民事務所 (練馬を除く5か所) ・練馬年金事務所 ☎ 3904-5491
年金分割手続き	離婚後2年以内に手続きをしてください。	練馬年金事務所 ☎ 3904-5491
健康保険の喪失・加入	夫婦とも国民健康保険の場合 ⇒姓の変更や住所の異動届出があると、自動的に新しい資格確認書(または資格情報のお知らせ)が郵送されます。ただし、区外への転出の場合は、転出先で加入の手続きをしてください。 会社の保険の扶養からはすれ、国民健康保険に加入する場合 ⇒会社から資格喪失証明書をもらって国民健康保険加入の手続きをしてください。	・国保年金課 こくほ資格係 ☎ 5984-4554 ・国保年金課 こくほ石神井係 ☎ 3995-1114 ・区民事務所(練馬・石神井を除く4か所)
入籍届 (お子さんの苗字変更・戸籍を移す手続き)	家庭裁判所の許可を得てから、戸籍係へ入籍届を提出してください。	東京家庭裁判所 ☎ 3502-8311
児童手当 ※申請月の翌月分から支給	受給者を変更する場合は、変更手続きが必要です。	子育て支援課 児童手当係 区役所本庁舎 10 階 ☎ 5984-5824
子ども医療費助成 (乳 子 青 医療証)	姓や保護者が変わる場合は、変更手続きが必要です。	
児童扶養手当 児童育成手当 ※申請月の翌月分から支給	お子さんが 18 歳になった年度の 3 月 31 日まで。(所得制限などの条件あり)	※新規申請は、 光が丘・石神井・大泉総合福祉事務所でも申請可。
ひとり親家庭等医療費助成	お子さんが 18 歳になった年度の 3 月 31 日まで。(所得制限などの条件あり)	